

和地ひとみレポート No.271



新たな条例制定と介護保険条例の一部を改正する条例を可決・・・

介護保険料の値上げの理由、そして今後は

■新条例制定と値上げを含んだ条例改正

…平成30年第1回市議会定例会が3月16日に閉会しました。今回の定例会では、新条例制定のほか、事実上、値上げとなる介護保険条例の一部改正、国民健康保険税条例の一部改正が議案として提出されました。これら新条例ならびに2件の条例の一部改正については、所管する厚生文教委員会に審査が付託されたため、委員会において内容の詳細を審査しました。委員会内では長時間にわたり様々な質疑も出ましたが、最終的には賛成多数で議案は可決。その後の本会議においても委員会審査結果と同様に可決となりました。

■新設条例は

…今回、新設された条例は「東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例」です。この条例は、今まで都条例でしたが、介護保険法の改正に伴い市町村の保険者機能の強化の一環として指定居宅介護支援事業者の指定権限が都知事から市長に移ったため市条例として定める必要があり制定されるものです。また、この法改正により、保険者となる市町村がケアマネージャーの指導や支援に対する権限も移譲されました。

…今回の条例の内容については、厚生労働省令の基準に従うべき基準と、参酌すべき基準とがありましたが、東大和市は基本的に、参酌すべき基準については厚生労働省令に準拠した形の内容としました。一方、市の独自規定として東大和市暴力団排除条例を反映して、暴力団とその関係者の排除を、また、厚生労働省の基準で2年となっている記録の保管期間についても広報上の法律関係の時効期間を加味して5年に延長するという2点が盛り込まれています。

…また、都から市への権限移譲に伴い、市の業務の増加することへの対応は、4月から高齢介護課の中で、給付と介護保険の係を2つに分けて、体制強化等を行う予定で進めているとのこと。この条例制定は地方分権により、様々な権限と業務が市に委譲されてくる流れの一つです。より地域の実情に合った制度運営ができるという利点もありますが、その実現には人員体制を整えることや財源も必要です。この新設条例制定とともに、東大和市は増えた業務を確実に実施できるような体制を整えるだけでなく、新たな知識を必要とする業務に対応できる職員の育成も行っていく必要があると思います。

居宅介護支援事業所とは・・・

在宅の要介護者が適切に介護サービスを利用できるよう、ケアマネージャーが在籍し、要介護認定の申請のお手伝いや、心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って利用者(要支援、要介護認定者)の居宅サービス計画(ケアプラン)を作成する事業所。ケアプランの内容とサービス提供者の公平性が重要となります。

■介護保険条例の一部改正

…「東大和市介護保険条例の一部を改正する条例」＝介護保険条例の一部を改正することは、事実上、値上げを伴うものです。市は、3年ごとに介護保険事業計画を策定し、その計画に基づいて介護保険料を条例で定めています。現在(平成29年度)は第6期介護保険事業計画の最終年度となり、平成30年度から平成32年度の3カ年を計画期間とする第7期介護保険事業計画が来年度からスタートします。よって、その第7期介護保険事業計画の実施に伴い、この条例の一部が改正されることとなりました。

…主な改正内容は、12段階だった保険料の所得区分を13段階に増やす、また、その所得区分の見直し、そして各段階の保険料の見直しです。この保険料を決める段階については、介護保険法施行令で定められており、第1段階の所得区分については、世帯全員が市民税非課税で生活保護の受給者、老齢福祉年金受給者あるいは本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方となっており、段階が上がるごとに対象となる人の所得は上がり、保険料(年額)も上がっていきます。

【改正内容の概要】

- ◆第1段階 保険料 ￥27,600⇒￥31,200
- ◆第2段階 保険料 ￥37,200⇒￥40,800
- ◆第3段階 保険料 ￥42,000⇒￥45,000
- ◆第4段階 保険料 ￥51,600⇒￥55,200
- ◆第5段階 保険料 ￥57,600⇒￥62,400
- ◆第6段階 保険料 ￥66,000⇒￥72,000
- ◆第7段階 保険料 ￥72,000⇒￥79,200
※所得区分 120万円以上 190万円未満
⇒120万円以上 200万円未満に改正
- ◆第8段階 保険料 ￥86,400⇒￥93,600
※所得区分 190万円以上 290万円未満
⇒200万円以上 300万円未満に改正
- ◆第9段階 保険料 ￥92,400⇒￥104,400
※所得区分 290万円以上 400万円未満
⇒300万円以上 400万円未満に改正
- ◆第10段階 保険料 ￥100,800⇒￥112,800
※所得区分 400万円以上 600万円未満(改正なし)
- ◆第11段階 保険料 ￥110,400⇒￥122,400
※所得区分 600万円以上 800万円未満(改正なし)
- ◆第12段階 保険料 ￥120,000⇒￥132,000
※所得区分 800万円以上
⇒800万円以上 1000万円未満に改正
- ◆第13段階(新設) 保険料 ￥141,600
※所得区分 1000万円以上

(裏面に続く)

■委員会の審議の中では

…値上げとなる改正となるため、厚生文教委員会では、様々な質疑が出ました。その主な質疑と答弁は以下の通りです。

◇各段階の対象人数と改正後の値上げの影響額は？

⇒(答弁)H30年度の推計より、第1段階4,197人、第2段階1,559人、第3段階1,538人、第4段階3,463人、第5段階2,559人、第6段階2,483人、第7段階3,222人、第8段階2,109人、第9段階805人、第10段階485人、第11段階166人、第12段階120人、第13段階289人となり、合計で2万2,995人。第6期の月額保険料基準額と第7期の月額保険料基準額をもとにした平成30年度の試算では影響額は約1億2,900万円となるが、今回の基準額を求める上では、政令で定める第1号保険者の負担相当額が22%から23%に改正されたため、その1%アップにより、約2億800万円となる。今回の改正後の保険料については、介護関係者の処遇改善などの影響額約3億3,000万円も生じた中、東大和市独自の保険料減免を引き続き行い、介護給付費等準備基金のほぼ全額の6億円の取り崩しによる調整なども行い、今回の保険料は可能な限りを尽くして求められた数字である。

◇第5期、第6期の介護保険事業計画の介護保険サービス全体の費用が計画見込みを下回ったが、その理由は？

⇒(答弁)各期間の計画額については、急速な高齢化の進行や、要介護認定を受けられる方の増加等による保険給付費の伸びなど、様々な状況を考慮して定めた。また、給付費総額が縮減した理由としては、第5期の計画期間では、計画の最終年度である平成26年度に老健、介護老人保健施設の整備を見込んでいたが、整備に至らなかったこと。第6期の計画期間では、平成28年度に介護老人保健施設や地域密着型のサービスの一環として認知症対応型のグループホームの整備に対応するために施設サービス給付費等を見込んだが、これらの施設は、介護人材不足という全国的な問題により、計画期間の後半に整備されたため、市民の利用に伴う給付費の総量が少なくなったこと。加えて、東大和元気ゆうゆう体操の普及により介護予防の普及啓発促進の効果もあり、現実の保険給付費が計画値を下回ったのは、適正に執行した結果だ。

◇第5期、第6期ともに、計画より給付は下回った。よって、第7期の介護保険サービスを5%ほど低く見積もり、基金から6億4,000万円切り崩した場合、値上げは必要なくなるのではないかと？

⇒(答弁)第7期計画案の3カ年の介護保険サービス全体の費用総額は193億6,832万8,030円になり、その額の5%相当額は約10億円で、これは、所有地を活用して整備したいわゆる認知症グループホームの3年間のサービス料であるため、保険者である市としては、3年間の期間で約10億円の給付額を削減するという事は、介護保険サービスの抑制にもつながりかねない問題であると認識しており、現実的には困難。

◇介護保険被保険者の保険料の決定方法は？

⇒(答弁)第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料については期間の3年間の給付費の合計額に地域支援事業費を加えたサービス全体の費用額を求めたうえで、第1号被保険者の負担割合の23%を乗じた額を算出し、国の調整交付金による調整、市独自の保険料減免に関する調整、今回の計画では介護給付費等の準備基金6億円の取り崩しによる調整といった調整を経て、さらに収納率を考慮して算定する。その成果として第7期計画期間では、保険料基準額(介護保険サービスに必要な費用×1号被保険者の負担割合÷1号被保険者の人数)を5,200円/月とすることができた。

◇介護給付費の準備基金6億円を取り崩すことで保険料の軽減がどの程度図られるのか。また、他市との比較は？

⇒(答弁)保険料基準額は他市においては6,500円というところだ。当市でも本来は約5,900円となるが、介護保険給付費のほとんどとなる6億円を今回取り崩すことにより、保険料基準額は約700円低下し、結果的に5,200円とすることができた。当市の保険料は第6期計画では、26市中下から3番目の額、また第7期計画の順位については、各市が今現在最終調整の段階ため正確な順位を定めることはできないが第6期計画と同程度の順位、もしくはそれ以下の順位に位置づけられるものではないかと見ている。保険料の水準が抑えられた理由については、適正な要介護認定や介護予防事業の促進等に加え、ケアマネージャーの理解と協力による適正なケアプランなどが、給付費の適正化に役立ったと考えている。

■高齢化率が進む中で

…平成12年4月からスタートした介護保険制度。40歳から64歳までの方は、特定疾病により介護が必要と認定された場合、介護サービスを受けることができ、65歳以上になると、市区町村の実施する要介護認定において介護が必要と認定されれば、原因を問わず介護サービスが受けられるという“安心”が担保されている制度ですが、そのための費用は大きなものとなっています。

…第7期の介護保険事業計画の中では国の保険者強化の取組みとして約200億円の財源で、各市町村が介護予防や自立支援に取り組んだ場合に、その取り組み項目によってポイントを付与して、国よりインセンティブとしてその200億円を配分するとされています。一方で、東大和市の国の調整交付金は、第5期の平均が2.95%。第6期の平均が3.99%で5%(=全国ベースで給付費の5%相当分を交付と国が示している)に達していません。26市で5%を超える給付がされているところはほとんどなく、以前より市長会を介して国等にも要望は出していますが、全国的に高齢化率の高いところは地方が多いため、要望は出しても実現には至っていない状況です。今回の改正は、制度の安定維持のために賛成多数で可決となりましたが、今後も、介護保険料の抑制のための取組=介護を必要としない=健康寿命の増進のための取組を、市民を巻き込んだ形で実施していく必要があると思います。

市政、議会について「自然体」「ざっくばらん」にレポート。駅前配布するレポートは毎回、最新号です。

【プロフィール】「私たちの身近にある市政、市議会。伝えることがスタートだと思います。」

1970年 東京都北区生まれ。父の転勤で1歳から群馬県で育つ。幼稚園からカギッ子。リーダーシップを発揮し、小学校で児童会長、中学校でも生徒会長を務める。大好きな音楽を究めようと武蔵野音楽大学に進学、卒業。卒業後は群馬の山あいの小学校で臨時教諭として担任を2年勤め、新しい試みで授業を活性化させ「元気印の先生」として保護者・生徒から親しまれた。学校外の一般社会で挑戦しようとベンチャー企業の(株)シートゥーネットワーク(※スーパーマーケットを経営。店頭公開から一部上場、外資系企業に転換)に社長秘書として入社。のち店舗現場に異動、同社で初の女性店長となる。月刊誌『日経WOMAN』のベンチャー企業で活躍する女性特集で取り上げられる。その後、人材開発部長を拝命。『人を活かす』経営を学ぶため一念発起しカナダに留学。外から見た日本の将来に、漠然とした不安を感じる。帰国後は、不動産投資会社にて企画業務、税理士対応、広報、社員研修、組織活性化などに従事。2011年4月、初当選。現在2期目。顔の見える議員として、日々奮闘中。

東大和市 市議会議員

和地 ひとみ

■ 連絡先

和地 ひとみ事務所

HP : <http://www.wachi1103.jp>

✉ wachi_hitomi@cocoa.ocn.ne.jp

【電話・FAX】042-516-8546

〒207-0005 東大和市高木3-274-2-102